



中土佐町・大野見村合併協議会の調整方針（案）

協議事項	20 慣行の取り扱い	担当部会等	合併協議会事務局
調整方針	1 町章については、合併時までに調整する。 2 町の花・木・鳥・歌、町民憲章、各種宣言等については、新町で調整する。 3 表彰制度については、新町で調整する。		

現 況		調整の具体的内容
中 土 佐 町	大 野 見 村	
<p>【町章】（昭和46年2月）</p>  <p>全体は中土佐町の頭文字「な」の図案化、また、左半分で土佐の「と」を表現、白い円内は町民の融和と団結を、雄飛する鳥形は将来への限りなき飛躍と発展の象徴として表現したものである。</p> <p>【町の花・木・鳥・歌】</p> <p>町の花 ノジギク</p> <p>町の木 オガタマノキ</p> <p>町の鳥 イソヒヨドリ</p> <p>町の歌 無し</p>	<p>【村章】（昭和44年12月）</p>  <p>大野見村の大をデザインしたもので、平和の鳥が未来に向かってはばたく進取の気性を表したものである。</p> <p>【村の花・木・鳥・歌】</p> <p>村の花 無し</p> <p>村の木 アオキ</p> <p>村の鳥 オオルリ</p> <p>村の歌 昭和44年12月7日 制定 作詞：田上益伊 作曲：瀬戸口重利</p>	<p>町章については、合併時までに調整する。</p> <p>新町で調整する。</p>

現 況		調 整 の 具 体 的 内 容
中 土 佐 町	大 野 見 村	
<p>【町民憲章】 無し</p> <p>【宣言】 「人権擁護の町」宣言（平成6年12月21日） 同和問題は人権にかかわるわが国最大の社会問題であり、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題である。われわれは、かかる認識に立って、これまで「部落差別をしない、させない、許さない」という町民意識の醸成に努めてきた。 しかしながら、今日なお人間の平等が軽視されがちであるばかりか、部落差別等にみられる人権侵害の事象は跡を絶たないところである。このため、われわれは法治国家として部落差別を始め全ての人権擁護のための法的措置が講じられるよう国に働きかけるとともに、人権問題に関する教育・啓発活動により積極的に取り組むことが求められている。 よって、本町議会は、日本国憲法及び世界人権宣言の基本精神である人間の尊厳を自覚し、差別の撤廃が民主社会建設の基礎であることを認識し、すべての町民が差別のない平和で明るい町を実現するため、ここに「人権擁護の町」を宣言する。</p> <p>【表彰】 中土佐町表彰規則(昭和50年1月1日)</p> <p>中土佐町名誉町民条例(昭和55年11月1日) ・名誉町民 青柳 裕介(昭和55年度) 漫画家 坂本 寿(昭和55年度) 元(株)日本発条名誉会長</p>	<p>【村民憲章】 1 自然の恵みに感謝し、先人の偉業を尊び美しい村をつくりまします。 1 未来に希望をいだき、文化の村をつくりまします。 1 生きる喜びを分かちあえる、福祉の村をつくりまします。 1 すべての人が健康で明るい豊かな村をつくりまします。 1 清流四万十川を村民の誇りとし、子々孫々に引き継ぎまします。</p> <p>【宣言】 生涯学習推進の村宣言（昭和62年3月22日） 私達は、人間らしい生活のあり方を文化ととらえます。そして、その実現の場は生涯学習にあると考えます。そこで、ふるさとを自然を慈しみ 1．よりよい人間になるために 2．より豊かな生活をおくるため 3．より住みよい村にするため ここに、全村民の名において、大野見村を生涯学習推進の村とすることを宣言します。</p> <p>【表彰】 大野見村表彰規程（昭和45年4月1日） 大野見村児童生徒表彰規程（昭和62年4月1日）</p>	<p>新町で調整する。</p> <p>新町で調整する。</p> <p>新町で調整する。</p>

先進地事例

いの町（高知県 H16.10.1）

- （１）町章は、合併後検討する。
- （２）町の花、木、鳥、キャッチフレーズは、合併後検討する。
- （３）姉妹都市は、新町に引き継ぐ。
- （４）町民憲章は、合併後検討する。
- （５）名誉町民は、すでに伊野町において功績を称え、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐ。

西予市（愛媛県 H16.4.1）

- 1 市章については、合併後公募により制定する。
- 2 市民憲章・市の花・木・鳥等については、合併後制定する。
- 3 まちづくりのシンボルマークについては、合併後新たに策定するものとし、現存のものは使用を含めて検討する。まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定する。
- 4 宣言については、合併後新たに制定する。
- 5 市の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町の歌はそのまま存続するものとする。
- 6 名誉市民制度については、合併時に制定する。ただし、名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。
- 7 表彰については、合併後速やかに制度化を図る。
- 8 慣行行事・イベントについては、原則として現行のとおりとするが、合併後調整する。